

年金予約者・年金受給者
優遇定期積金

定額式定期積金

まねんきん

- 契約期間：36ヶ月以上 84ヶ月以内
- 掛込金額：毎月1万円以上または2ヶ月毎2万円以上
- 契約限度：500万円（掛込金額）

「明るいシニアライフに
「まねんきん」をプラス！」



店頭表示金利に

0.15% 上乘せ

（税引き後 0.119% 上乘せ）

JAえひめ中央で公的年金お受け取りを予約していただいた方、現在受け取っている方へ

店頭表示金利に

0.1% 上乘せ

（税引き後 0.0796% 上乘せ）

年金予約者・年金受給者
優遇定期貯金

なごみ

- 預入期間：1年（自動継続）
- 預入限度：年金受給者 1,000万円
年金予約者 200万円
（ただし、一口1,000万円でのお預入れはできません）



年金予約者・年金受給者 優遇定期積金

定額式定期積金

まねんきん

商 品 名	・年金予約者・年金受給者優遇定期積金 愛称『定額式定期積金 まねんきん』
ご利用 いただける方	・個人のみ ①公的年金を当JAでお受け取りいただいている方（年金受給者） ②公的年金を5年以内に当JAでお受け取りするご予約をいただいている方（年金予約者） ※対象となる公的年金は以下のとおりです。 国民年金、厚生年金、共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市議会議員共済会、町村議会議員共済会）、恩給、船員保険年金
期 間	・定額式のみ 36ヶ月以上84ヶ月以内（3年以上）
払込方法 (1)払込方法	・毎月1万円以上または2ヶ月毎2万円以上 なお、2022年11月29日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替 金の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛 込みを行います。
(2)払込金額 (3)払込単位	・500万円（掛込限度額） ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給 付金を払い戻します。
給付補填金 (1)適用金利	・下記①②③いずれかの条件を満たした場合は、預入時の定期積金（3年以上） の店頭表示利率に、当組合所定の上乗せした利率（約定利率）を適用します。 ①当JAでの公的年金のお受け取りが確認できる場合 ②当JAでの公的年金のお受け取りが確認できない場合であっても、年金請 求書等により当JA口座を指定していることが確認できる場合 ③当JAで公的年金のお受け取りのご予約をいただいている場合 ・お預入期間中に年金振込を当JA以外に変更された場合は、上乗せ金利を適用 せず、預入日に遡って預入日時点の定期積金の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回り乗じて 計算をします。
(2)支払頻度 (3)計算方法	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(4)税 金	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
(5)金利情報の入手方法	—
手 数 料	—
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の 取り扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した 利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件 を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険 により保護されます。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	・苦情処理措置：本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につ きましては、当JA本支所または金融企画課にお申し出ください （電話：089-943-8731）。当JAでは規則の制定など苦情 等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦 情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03- 6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置：外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の 機関を利用できます。上記担当部署またはJAバンク相談所 にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べま す。または「給付補填金(1)適用利回り（年365日の日割り計算）」の割合 による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は、総合口座での取扱いはできません。 ・本商品は年金受給および予約店舗以外でのお取り扱いできません。 ・「年金予約者・年金受給者優遇定期貯金」との併用は可能です。 ・期間中であっても、金利情勢等により内容変更またはお取り扱いを終了す る場合があります。

（令和7年4月1日現在）

年金予約者・年金受給者 優遇定期貯金

なごみ

商 品 名	・年金予約者・年金受給者優遇定期貯金「なごみ」
ご利用 いただける方	・個人のみ ①公的年金を当JAでお受け取りいただいている方（年金受給者） ②公的年金を5年以内に当JAでお受け取りをご予約いただいている方 （年金予約者） ※対象となる公的年金は以下のとおりです。 国民年金、厚生年金、共済組合等年金（国家公務員共済組合連合会、地方 公務員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、市町村職員共済組 合、日本私立学校振興・共済事業団、市議会議員共済会、町村議会議員共 済会）、恩給、船員保険年金
期 間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続）のお取り扱いとなります。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ①（年金受給者）10万円以上1,000万円以内 ②（年金予約者）10万円以上200万円以内
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適用金利	・下記①②③いずれかの条件を満たした場合は、預入時のスーパー定期貯金の 店頭表示利率に、当組合所定の上乗せした利率（約定利率）を当該満期日まで 適用します。ただし、上乗せ利率につきましては改定する場合があります。 ①当JAでの公的年金のお受け取りが確認できる場合 ②当JAでの公的年金のお受け取りが確認できない場合であっても、年金請 求書等により当JA口座を指定していることが確認できる場合 ③当JAで公的年金のお受け取りのご予約をいただいている場合 ・お預入期間中に年金振込を当JA以外に変更された場合は、上乗せ金利を適用 せず、預入日に遡って預入日時点の定期積金の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
(2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金	—
(5)金利情報の入手方法	—
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の適用金利に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金 明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の 取り扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨 て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その 普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を 満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険に より保護されます。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	・苦情処理措置：本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につ きましては、当JA本支所または金融企画課にお申し出ください （電話：089-943-8731）。当JAでは規則の制定など苦情 等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦 情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03- 6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置：外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の 機関を利用できます。上記担当部署またはJAバンク相談所 にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は年金受給および予約店舗以外でのお取り扱いできません。 ・「年金予約者・年金受給者優遇定期貯金」との併用は可能です。 ・期間中であっても、金利情勢等により内容変更またはお取り扱いを終了す る場合があります。

（令和7年4月1日現在）

年金受給者・予約者ご紹介キャンペーン

当JAと公的年金取引のないお友達をご紹介ください。お友達が「JAえひめ中央」で公的年金※の受給または年金ご予約をされますと、ご紹介者様へギフトカード（1,000円分）「UC ギフトカード」・「レインボー券」・「太陽市・まってる共通クーポン」3つの中から1つ選んでプレゼントいたします。

※公的年金とは、国民年金・厚生年金保険・国家公務員共済・地方公務員共済・私立学校教員共済が該当いたします。



- ご紹介いただく方には、後日JA職員が手続きに伺う旨をお伝えください。
- ご紹介者様へのプレゼントは、ご紹介いただく方が当JAに年金振込の指定、年金ご予約手続きをしていただいた後にお渡しします。

切 り 取 り

年金受給者・予約者ご紹介カード

以下の用紙に必要事項をご記入の上、JA窓口または渉外担当者にお渡しください。

ご紹介日 令和 年 月 日

お友達	お名前	様	お電話
	ご住所		

ご紹介者	お名前	様	お電話
	ご住所		

ご記入いただいた個人情報については、キャンペーンの実績及び管理に利用します。個人情報保護法及び当JAの制定する個人情報保護方針に基づき、ご記入いただいた個人情報については当JAで厳重に管理いたします。

支 所	係印	検印
-----	----	----